

エネルギー価格高騰緊急支援金



長期化するコロナ禍による影響に加え、エネルギー価格の高騰により厳しい経営環境におかれている市内事業者の事業継続を支援するため、一定額以上のエネルギー経費を要した事業者等に対し、支援金を交付します。

対象者

以下の要件すべてに該当する者

- ① 市内に事業所等がある事業者
(ただし、大企業および収益事業を行わない法人は除きます。なお、第一次産業に該当するものは法人格を有するものとします)
- ② 市内で現在事業を行い、今後1年以上事業を行う予定である者
- ③ 令和4年4月から同年8月までのいずれかの月(1ヵ月間)において、事業を実施するに要したエネルギーに係る経費の合計額が10万円以上である者
(エネルギーとは、ガソリン、電気、ガス、灯油、重油及び軽油をいいます)
- ④ 市税の滞納がない者 (新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、徴収猶予の適用を受けている場合は対象です)

支援金額

※申請は1事業者につき1回まで

令和4年4月から同年8月までの
いずれかの月(1ヵ月間)におけるエネルギー経費の合計額が

- | | |
|-----------------|------|
| ① 10万円以上 20万円未満 | 5万円 |
| ② 20万円以上 50万円未満 | 10万円 |
| ③ 50万円以上 | 20万円 |

申請方法

※提出後、2週間が経過しても通知または連絡がない場合は、お問合せください

必要書類を準備し、申請期間内に商工課窓口へ持参または郵送で提出してください。

- 郵送先 / 〒517-0502 志摩市阿児町鶴方 3098 番地 22 志摩市 産業振興部 商工課

提出書類

- ① 申請書兼実績報告書兼請求書 (様式第1号)
※様式は商工課窓口または各支所窓口で受け取るか、市HPからダウンロードできます。
- ② 事務所または事業所の所在地が確認できる書類 (法人登記事項証明書、確定申告書または営業許可書の写し等)
- ③ 対象経費の支出が確認できる書類
(領収書、請求書等の写し。ただし、宛名に関しては法人の場合には法人名、個人事業主の場合には個人の氏名または屋号が記載されていること)
※市指定の貼付台紙に貼り付けて提出してください。貼付台紙1枚に貼り切れない場合は、2枚目をご使用ください。
- ④ 振込先の口座が確認できる書類 (通帳またはキャッシュカードの写し等)

申請期間

令和4年9月20日(火) ~ 令和4年12月23日(金) ※必着

【お問合せ】 志摩市 産業振興部 商工課

専用ダイヤル：0599-43-9050 (平日9:00 ~ 17:00)

TEL：0599-44-0010 E-mail：sasaeaishima@city.shima.mie.jp



その他 詳細はこちら